## 揚重法規関連

## ■クレーン等の設置に関する法的手続きと義務。

#### ○手続きについて

電気チェーンブロックを手動トロリーまたは電気トロリーと結合してお使いになる場合には「クレーン等安全規則」の適用を受けあらかじめ所轄の労働基準監督署へ届け出(設置届・設置 報告書) が義務づけられておりますので、必ず届け出をすませて ください。

## ○資格について

クレーンの運転、或いは玉掛けの業務にたずさわる作業者は それぞれ定められた資格をもっていなければなりませんのでご 注) 3t以上のクレーンはクレーン安全規則第3条により. 注意ください。

## クレーン等の設置に関する諸規則

o o o o o o o o o o o o o o o o o o o												
つり上げ荷重	0.5t未満	0.5t以上3t未満	3t以上									
製造許可申請		*** ロ   ト   カ	クレーン製造許可申請									
(共同製造)		適用除外	(クレーン則第5条)									
設置届	適 用 除 外 (クレーン則第2条)	適用除外	設置届 (クレーン則第5条)									
設置報告		設置報告	_									

労働基準局長の製造許可を受けないと製造ができません。

## クレーンの運転および玉掛作業に関する諸規則

クレーン製造規格第25条によ り、500kg以上の電気チェーンブロックをジブクレーンに 設置する場合は過負荷を防止 するための装置が必要です。

つり上げ荷重		0.5t未満			<del>i</del>	0.5t以上1t未満	1t以上3t未満	3t以上5t未満	5t以上				
クレーン	同時操作					クレーンの選	■転の業務に係る	特別の教育	クレーン運転士免許				
運転者の資格	遠隔操作	適	用	除	外	(クレーン則第21条)			(クレーン則第22条)				
玉掛け作業者の		(クレーン則第2条)			2条)	玉掛けの業務に 係る特別の教育	玉掛技能講習						
資格						(クレーン則第222条)	(クレーン則第221条)						

注) つり上げ荷重-定格荷重+フック・クラブバケット等のつり具の荷重をいう。 参考:つり上げ荷重表

## ■3トン未満のクレーン〈設置報告の必要〉〈クレーン則第11条〉

フック・グラブバケット

等のつり具の荷重

3トン未満 (500kg·lt·l.5t·2t·2.8t) の電 気チェーンブロックを手動トロリー又は電気ト ロリーと結合してお使いになる場合は、「クレ -ン等安全規則」の適用を受け、あらかじめ所 轄労働基準監督署長への届け出(設置報告) が必要です。(設置報告書2部を提出する。)

つり上げ荷重 = 定格荷重

(注) ①電気チェーンブロックだけ (トロリー と結合しない) でお使いになる場合に は、設置報告はいりません。

#### ②用 紙

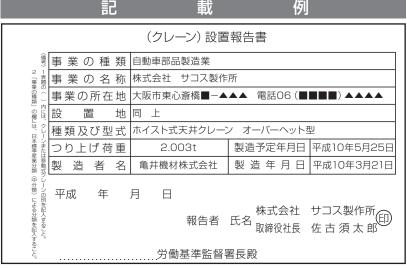
- ○届け出に必要な設置報告用紙は2部 必要です。
- ○設置報告用紙は近くの法令様式販 売所でも販売しております。

#### ③記載要領

- (クレーン) 設置報告書記載例をご 参照ください。
- ○つり トげ荷重: 右表より雷気チェーン ブロックの該当する種類(呼び)の つり上げ荷重を記入してください。
- ○製造者名: クレーンの場合はガーダ、テルハ の場合には走行梁の製造者を記入してくだ さい。
- ○製造年月日: クレーンの場合はガーダ、テル 八の場合には走行梁が製造された年月日を 記入してください。
- ○テルハとはクレーンのうち横行しても1本の モノレール式のものを言う。 (上下左右のみ)

種類 (呼び) (t) 500kg 1-L 1-S 1.5 2-L 2-S 2.8 5 10

# つり上げ荷重(t) 0.502 1.004 1.002 1.504 2.005 2.004 2.808 5.013 10.042



## ■つり上げ3トン以上のクレーン 詳細については「クレーン等安全規則」を御参照ください

